

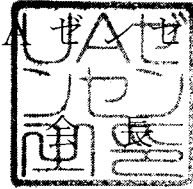
2023年1月11日

社会福祉法人 瑞祥会

社会福祉法人 ルボア

理事長 檜村 恵子 殿

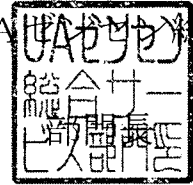
U Aゼンセン



松浦 昭彦



U Aゼンセン 総合サービス部門



坂田 浩太



U Aゼンセン香川県支部

支部長 三屋 智広

U Aゼンセン瑞祥会・ルボアユニオン

委員長 船川 健吾

2023年度労働条件に関する要求書

私たちは、U Aゼンセンならびに総合サービス部門および当組合の決定に基づき、標記の件について別紙の通り要求します。

なお、この件についての第1回団体交渉を1月26日までに行うよう申し入れます。

記

I. 2023 年度 賃金改定に関する要求内容

1. 賃上げ額

(1) 正社員組合員

1) 所定内賃金引上げ

U A ゼンセンの方針に基づき、全組合員の所定内賃金を 1 人当たり 12,000 円引き上げること

2) 手当の新設

年末年始 (12 月 30 日～1 月 3 日) 手当を新たに設け、1 日につき 5,000 円を支給すること

(2) パートタイム組合員

1) U A ゼンセンの方針に基づき、1 人当たり時給を 60 円引き上げること

2) 手当の新設

年末年始 (12 月 30 日～1 月 3 日) 手当を新たに設け、1 日につき 5,000 円を支給すること

2. 賃金制度

(1) 正社員組合員

公正な昇格制度確立のため、組合が提案したキャリアパス制度を導入すること

(2) パートタイム組合員

1) 昇給制度を新設し、時間給基準表の上限下限の金額を見直すこと

2) 時間給基準表に全職種を記載すること

(3) 定年再雇用後の組合員

前回の団体交渉で約束した (したとおり)、就業規則、給与規程等の素案を提示すること

3. 企業内最低賃金

企業内最低賃金を協定化し、次のとおりとすること

月額 162,700 円、時間額 950 円

併せて、給与規程の別表 2 「初任給基準表」の初任給をそれぞれ 9 号俸引き上げること

II. 2022年 期末一時金に関する要求内容

1. 正社員組合員

(1) 要求月数

年間5ヶ月とすること

(2) 算定基礎賃金

算定基礎賃金項目は以下のとおりとすること

・基本給 ・役職手当 ・資格手当 ・扶養手当

2. パートタイム組合員

(1) 全てのパートタイム組合員に対し、同一労働同一賃金の観点から一時金制度を導入すること

(2) 要求額

1) 現在一時金が支給されているパートタイム組合員については、正規職員と同視すべき働き方をしているため、正規職員と同様の基準で支給すること

2) 現在一時金が支給されていないパート組合員に対する支給額を年間2.0ヶ月とすること

III. 労働時間の短縮・改善に関する要求

1. 正社員組合員の年間休日数を108日から110日とすること

2. 積立年次有給休暇について

(1) 適用条件の拡大

現行に加え、「法人が出勤停止を命じた場合」「育児休暇・介護休暇をする場合」も年次有給休暇に先行して使用できるようにすること

(2) 上限の設定

現行の制度を改正し、上限を40日とすること

3. 年次有給休暇の取得を7日とすること

IV. 定年制度に関する要求

定年再雇用後の規定の運用開始を2022年4月とし、現在在籍している70歳以下の組合員にも適用させること

V. 退職金制度に関する要求

1級職員について、2級職員になった者については1級職員としての雇用期間も算定すること

VI. あらゆる就業形態における公正処遇の実現に関する要求

1. 住居手当について、正規・非正規を問わず、本人が賃貸契約を結んでいる組合員には支給すること
また、給与規程第 14 条（4）「申請者が単身者である場合、勤務する事業所より 20km 以内における親の住居状況」については、時代背景も照らし合わせ、これを削除すること
2. 公正処遇（不公平感をなくす）観点から、理事長が勘案・決定している規定を撤廃し、すべての支給額を明記すること

VII. その他

1. 始末書を提出した職員の減給や昇給停止についてのルールを労使で協議し、規定化すること
2. 夜勤の就業時間を統一し、事業所間の休日数の差を無くすこと。

VIII. 実施月度

実施開始は 2023 年 4 月度とすること

IX. 解決目標日

2023 年 3 月 31 日までに解決すること

以上